

仲原家管理及び運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、仲原家設置条例(平成26年久米島町条例第15号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、仲原家の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において仲原家とは、条例第1条に定める建物、土地その他の設備で町長の管理に属するものをいう。

(利用の許可申請)

第3条 条例第5条の規定により仲原家を利用しようとする者は、仲原家利用許可申請書(様式第1号)を利用期日前7日までに町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められた場合は許可するものとする。

2 仲原家の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が条例第6条の規定による利用料を徴収されるものであるときは、直ちに利用料を納入しなければならない。

(利用料の減免)

第5条 条例第7条の規定により、利用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者が利用するとき。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者が利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認めたとき。

2 前項規定により利用料の減額又は免除を受けようとするものは、仲原家利用料減額(免除)申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(利用料の還付)

第6条 第4条第2項の規定により納入された利用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、利用できなくなったとき。
- (2) 利用期日前3日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めたとき。

(利用時間)

第7条 仲原家の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の利用時間は、会議等の準備及びあとかたづけに要する時間を含むものとする。

3 利用者は、利用を開始した後においては利用時間を延長することはできない。ただし、町長が認める場合で延長する利用時間に係る利用料については、町長の指示する期日までに納入するものとする。

(休館日)

第8条 仲原家の休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 土曜日・日曜日・祝祭日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び設備を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。

- (3) 騒音を発生し、場内を不潔にし、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(利用の制限等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して仲原家の利用を拒否することができる。

- (1) 感染症にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為又はこれらに該当する物品、動物を携行する者
- (3) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上又は管理上適当でないと認められる者

(禁止行為)

第11条 仲原家施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 通行の妨害になる行為をすること。
- (3) 仲原家の物件を損傷し、美観を損し、又は不潔な行為をすること。
- (4) 危険な場所その他指定された場所以外の所において火気を取り扱うこと。
- (5) 正当な理由なく凶器、爆発物等の危険物を持ち込むこと。
- (6) 職員に面会を強要すること。
- (7) 仲原家に用務のない者が駐車すること。

2 町長は、前項各号の規定に違反した者に対し、直ちに施設から退去させることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、町長は、当該物件を撤去することができる。

(利用者の義務)

第12条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を利用しないこと。

- (2) 許可を受けないで設備を付加し、現状を変更し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 利用の許可を受けた施設又は設備以外のものは利用しないこと。
- (4) 許可なくして壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) その他町長の指示する事項を守ること。

(責任者の設置)

第13条 利用者は、利用中における責任を明確に保持するため、仲原家を利用する者から責任者(以下「会場責任者」という。)を決め、町長に届け出なければならない。

(破損及び滅失の届出)

第14条 会場責任者は、建物、設備若しくは機材、器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちに破損・滅失届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、条例第9条の規定に基づき、町長が指示する方法で損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。